

令和4年度就学資金対象者募集案内
(鍼灸師養成施設入学等便宜措置希望者)
(日本語版)

令和3年11月1日
公益財団法人 中国残留孤児援護基金

日本に帰国した中国残留邦人及び樺太残留邦人本人並びにその子弟等が日本社会で自立するため、必要な知識及び技能を修得しようとして、鍼灸師養成施設に入学を希望する者に対し、次により資金を貸与します。

1. 対象者

次の条件に全て該当する者

 - (1) 日本への帰国後年数が申請時において原則として10年未満である中国残留邦人及び樺太残留邦人本人、その配偶者、二世及び三世並びにそれぞれの配偶者であること。
 - (2) 中国において医療に従事していた者であること。
 - (3) 大学入学資格を有している者であること。
 - (4) 日本語会話が十分可能な者であること。
 - (5) 養成施設入学から、就学期間満了までの自己の健康管理ができる者であること。
 - (6) 原則として、就学期間満了時の年齢が60歳未満の者であること。
 - (7) 貸付対象者の属する世帯の前年所得額(控除額を除いた額)が、家族一人あたり150万円以内であること。
2. 募集人員 4名
3. 選考基準

上記、1の条件を満たす者で帰国後短期間において自立を目指して努力している者。
4. 就学資金の貸与額

入学資金	………	入学時	50万円以内
就学資金	………	月額	3万円以内
5. 貸与期間

原則として入学時から卒業時まで貸与します。
6. 申請手続及び申請締切

所定の申請書に必要書類を添付し、令和3年12月15日(水)までに当基金に必着するよう申込むこと。
【申込み時に提出する書類】

 - (1) 就学資金貸与申請書(鍼灸特・措)
申請書は必ず就学する本人が自筆し、連帯保証人の欄は、連帯保証人本人が自筆して下さい。
 - (2) 履歴書(中国での就学については小学、中学及び高等学校の入学年月日並びに卒業年月日を記載すること)
 - (3) 前記履歴書の就学期間を証明することができる書類
 - (4) 中国において医療に従事していたことを証明することができる書類
 - (5) 日本語を学習した機関の発行する成績証明書
 - (6) 申請世帯及び連帯保証人の課税証明書又はこれに代わる所得を証明できる書類(生活保護受給世帯の場合は、生活保護証明書が必要です。)
 - (7) 対象者であることを証明できる書類(残留邦人本人と一緒に帰国した者は、自立支度金の支給決定通知書、永住帰国者証明書のいずれかのうちのコピーで結構です。呼び寄せで帰国した者は、残留邦人の自立支度金の支給決定通知書、残留邦人との親族関係公証書等のコピー、申請者本人の来日年月日を証明するもの、住民票、日本国籍の方は戸籍謄本)。
 - (8) 健康診断書
7. 決定又は内定

申請書類、筆記試験及び面接(又は電話)により審査を行い結果を本人あてに通知する。
8. 受験日及び受験施設

当援護基金の就学援助決定(又は内定)者に対して、東洋療法学校協会が指定された養成施設を受験する。
9. 貸与手続

決定通知又は内定通知を受けた者は、契約書その他の書類を提出しなければならない。
10. 就学資金の返還

卒業(修了)後、下記「就学資金返還年数、年額算出表」のとおりとします。ただし、無利子とする。

貸付金額	年間返還金額(目安)	最長返還年数
680,000円以下	85,000円	8年間
690,000円～1,000,000円	86,250円～125,000円	8年間
1,010,000円～1,580,000円	87,300円～122,000円	13年間
11. その他
 - (1) 生活保護受給世帯の場合、本人は生活保護の対象から外れることがあります。
 - (2) 養成施設等で使用する教材の購入費は自己負担です。

(募集案内についての問い合わせ先)

公益財団法人 中国残留孤児援護基金
住所 〒103-0002

東京都中央区日本橋馬喰町1-6-8
Imas Works Bakurocho 4階
TEL 03-6667-0552
FAX 03-6667-0553
Email: kashitsuke@engokikin.or.jp